

Title	司法・内務分野におけるEUの対中東欧支援政策： 「人間の安全保障」実現にむけた国際協力構築の一形式
Sub Title	
Author	中林, 啓修(Nakabayashi, Hironobu)
Publisher	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
Publication year	2005
Jtitle	総合政策学ワーキングペーパーシリーズ (Policy and governance working paper series). No.66
JaLC DOI	
Abstract	2005年5月1日にEU加盟を果たした15カ国、特にハンガリーやチェコ、ポーランドなど中東欧に含まれる諸国に対して、EUは民主化支援を含めた様々な支援政策を実施してきた。警察協力や司法協力、移民・難民政策などによって構成されている司法・内務政策について、EUの支援は大きく3つの枠組みによって構成されている。すなわち、EU加盟基準の達成を目的としたPHAREと呼ばれる包括的な加盟前支援政策内における支援、警察官や司法当局者の能力向上を目的とした分野別支援、そして加盟後に行われるEUROPOLにおける協力プログラムである。本稿では、司法・内務分野におけるこれらEUによる中東欧支援政策を整理し、特に警察協力を題材にこうした支援政策の意義に関する考察を試みた。
Notes	21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA76859882-00000066-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

司法・内務分野における EU の対中東欧支援政策 —「人間の安全保障」実現にむけた 国際協力構築の一形式—

中林啓修 *

2005 年 4 月

21 世紀 COE プログラム

「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

本稿は第 33 回ロシア東欧学会全国大会（2004 年 10 月 8-10 日。北海道大学）における発表「司法・内務分野における EU- 中欧協力関係～「支援」から「協力」に向けて～」をもとに、「人間の安全保障」という観点から再検討を加えて加筆、修正したものである。発表および執筆にあたっては、博士論文主査である香川敏幸教授、副査であり、発表の際にもコメンテーターとしての確なご指摘を頂いた羽場久尾子教授（法政大学社会学部）から特に多くの助言を受けた。記して心ばかりの感謝とさせていただきます。

* 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科後期博士課程（COE 研究員）（compacts@sfc.keio.ac.jp）

司法・内務分野における EU の対中東欧支援政策
—「人間の安全保障」実現にむけた国際協力構築の一形式—

中林啓修

【概要】

2005 年 5 月 1 日に EU 加盟を果たした 15 カ国、特にハンガリーやチェコ、ポーランドなど中東欧に含まれる諸国に対して、EU は民主化支援を含めた様々な支援政策を実施してきた。警察協力や司法協力、移民・難民政策などによって構成されている司法・内務政策について、EU の支援は大きく 3 つの枠組みによって構成されている。すなわち、EU 加盟基準の達成を目的とした PHARE と呼ばれる包括的な加盟前支援政策内における支援、警察官や司法当局者の能力向上を目的とした分野別支援、そして加盟後に行われる EUROPOL における協力プログラムである。本稿では、司法・内務分野におけるこれら EU による中東欧支援政策を整理し、特に警察協力を題材にこうした支援政策の意義に関する考察を試みた。

キーワード：司法・内務協力、欧州連合（EU）、中欧、加盟前支援、PHARE（Pologne, Hongrie, Assistance a la Restructuraion Economique）、EUROPOL

1 はじめに

1-a：概要

今日の EU では、移民および難民政策や通関政策、警察政策、そして司法政策などは司法・内務と呼ばれる一つの政策分野に分類されている。今日のグローバリゼーション下において、こうした分野において効果的な政策を実施するためには広範な国際協力が必要となる。こうした必要性和、EU 拡大の議論とがあいまって、EU と中欧諸国とは 1990 年代以降この分野での協力関係を深めてきた。本稿では、まず、民主化支援・加盟前支援として進められてきた司法・内務分野での EU- 中東欧諸国間の関係が、東方拡大後の今日どのような協力関係を形成したのかを、制度面から整理していく。ついで今後どのような協力が望ましいのかといった将来展望について、特に警察協力に焦点を当てながら EUROBALOMETER などを参考とした若干の提言を試みる。

1-b：研究対象

本稿が主な議論の対象とするのは司法・内務分野における EU の中東欧支援策であり、支援対象としては 2004 年に新規加盟を果たした国々を中心として考察していく。司法・内務分野とは、EU の目標の一つである「人の自由移動」を実現しつつ、一つの国家の内部あるいは複数の国家にまたがる社会における市民の生命・財産等の安全を確保し、人権を保護するための諸政策を総合した政策分野である。この分野を構成する政策は具体的には警察協力、税関協力、国境管理、移民政策、難民庇護などが中心である。

この司法・内務分野における政策が EU レベルで取り組まれるようになったのは、「司法・内務協力」(k 条)を組み込んだマーストリヒト条約の発効以降である。この「司法・内務協力」は EC 条約において経済統合の要件とされていた「人の自由移動」を保障するために盛り込まれた。

その後、1997 年発効のアムステルダム条約では「司法・内務協力」のうち、移民および難民に関する政策が、「人の自由移動」政策として欧州委員会の管轄に移され、警察協力や国境管理などは警察・刑事司法協力として再編された。こうした変化の背景には、90 年代中盤の極右の台頭とその下地となった、民主化革命やユーゴ紛争による中東欧からの人口流入に対する不安が挙げられる。

更にこのアムステルダム条約では、それまで司法・内務分野の政策理念となっていた「人の自由移動」概念が「自由・安全・公正な領域」としてより具体化された。以降、今日に至るまで、司法・内務分野に関する全ての政策は EU 社会を「自由・安全・公正な領域」として実現するために計画され、実施されている。

一方、EU による中東欧諸国への支援は一般的に民主化支援と加盟前支援という性格を有しており、それは司法・内務分野においても同様である。この分野における支援は、欧州委員会および閣僚理事会の決定にもとづくいわば「EU 本体」からの支援と、EUROPOL を通じて行われるものとに大別される。前者は更に EU への加盟前支援の枠組みである PHARE の中で実施されるものと、司法・内務政策に含まれる個別の分野についてそれぞれに実施される協力枠組みとに大別される。

1-c：先行研究と本稿の新規性

EUの拡大を巡るEU－中東欧関係についてはEU研究・中東欧研究双方において大きなテーマであり、本稿が問題とする司法・内務分野の政策について、特に国境管理分野については羽場久シ尾子が指摘する「シェンゲンの壁」の議論がある¹⁾。EUの地理的拡大に伴う国境管理制度の変化が地域社会に少なくないダメージを与える恐れがあるというこの指摘はEU－中東欧関係やあるいはEUの拡大そのものを考えていく上で重要な問題提起を含んでいるが、「シェンゲン」という言葉によって表現されている国境管理制度が制度論上他のどのような制度と連続性を有しているのか、また、こうした制度がどのようにして中東欧諸国に受容されてきているのかについては必ずしも明らかにされていない。一方、海外においては、司法・内務分野における政策をEU拡大との関連で意義付けていくというような政策論的な研究は近年になって散見されるようになってきた²⁾。

しかし、これらの諸研究を踏まえても本稿が試みているような個別の分野に焦点を当ててEU-中東欧関係を論じた政策研究は少ない。「欧州の要塞化」論を待つまでもなく、司法・内務分野は批判の多い政策分野である³⁾。本稿は個別の分野に焦点を当てていくことでより細かな政策の改善点を探っていく。

1-d：研究意義～「人間の安全保障」の観点から～

「人間の安全保障」という概念は1994年に公表された国連開発計画（United Nations Development Programme：以下UNDPと略す）の人間開発報告書『人間の安全保障』で一般的になった。この報告書は、冷戦期の安全保障概念が領土保全を中心とした国家の安全保障であったことを指摘した上で、冷戦終結後の様々な危機に対応するためには安全保障の対象を人間へと移す必要性を唱えた⁴⁾。そして「人間の安全保障」を、個人の自立を重視し、自身の能力開発を促すことで地域社会、国家、そして世界平和を目指す、包括的な安全保障概念と定義した⁵⁾。

報告書はこうした「人間の安全保障」の特徴について、①富裕国・貧困国の別のない世界共通の問題であること、②貧困がテロを生むという指摘に見られるように構成要素が相互依存関係にあること、③早期予防が有効な問題群を対象としていること、そして④人間中心の概念であることの4点を指摘している⁶⁾。その上で、報告書は「人間の安全保障」を構成するものとして「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の2点を挙げ、特に「恐怖からの自由」については犯罪や麻薬など、グローバル社会における問題群の共通性を指摘した⁷⁾。

この「人間の安全保障」という概念がもたらした功績は、今日の我々の社会を取り巻く問題群を国家の規模や発展度合いによって切り分けることなく、「個人の自立」という普遍的な価値を軸に多様な国家群や社会集団による問題の共有と解決を目指すという方向性を、「安全保障」という近代国家

1) 羽場久シ尾子 (2001) pp.65-68

2) ここでは例えば、Anderson Malcolm. Apap Joanna ed. (2002)などを挙げておく。

3) 例えば赤池一将 (1998) やアラン・モリス (2004) など。

4) このときの「安全」とは「病気や飢饉、失業、犯罪、社会の軋轢、政治的弾圧、環境災害などの脅威から守られること」である。UNDP (1994) p.21

5) ここで、「個人の自立」とは最低限の必要が満たされ、生計のための機会が与えられている状態を指す。前掲書 p.23

6) 前掲書 pp.21-22

7) 前掲書 p.24

の主権事項におけるパラダイムシフトとして描き出したことである。こうした観点から改めて本稿の意義を考えると、以下のようにまとめることができる。

すなわち、司法・内務分野における EU の中東欧支援とは、犯罪やテロといった人々の日常生活を直接脅かす今日の問題に対して、国家が自らの属する地域機構を介して、周辺国と問題解決に向けた手法や価値観を共有する試みであり、「支援」の意義や、一方向的な「支援」が双方向的な「協力」へと転化する可能性を考察することにより本稿は「人間の安全保障」実現に向けた国際協力の一形式を明らかにできる。

2 EU における司法内務分野の政策形成過程

2-a：区分

本発表が問題とする EU の司法・内務政策とは EU の目標の一つである「人の自由移動」を実現しつつ、一つの国家の内部あるいは複数の国家にまたがる社会における市民の生命・財産等の安全を確保し、人権を保護するための諸政策であり、具体的には警察協力、税関協力、国境管理、移民政策、難民庇護を中心に構成されている諸政策の集合である。

この司法・内務分野の政策は大きくシェンゲン協定（1985～）、マーストリヒト条約における司法内務協力（1993～1997）、そしてアムステルダム条約における「人の自由移動」政策と刑事警察・司法協力（共に 1999～）によって規定されている。これを念頭に今日までの司法・内務政策の展開過程を考えると、表 1 にまとめたように大きく 4 つの時期が設定できる。すなわち、初期の政治統合の挫折などから個別分野での国際協力が進んだ個別協力期（～1985 年）、市場統合の再加速をうけたシェンゲン確立期（1984～1995）そして EU 化の第 1 期（1991 年～1999 年）と第 2 期（1999 年～）である。

表 1 司法・内務政策の変遷

時期	政策理念	主な出来事・政策
個別協力期 (～1985 年)	「人の自由移動」	1967：ナポリ協定（通関協力） 1976：TREVI（警察協力）
シェンゲン確立期 (1984～1995)	「人の自由移動」	1985：シェンゲン協定調印 1987：単一欧州議定書発効 1995：シェンゲン補足協定発効
EU 化第 1 期 (1991 年～1999 年)	「人の自由移動」	1993：マーストリヒト条約発効（司法・内務協力成立） 1997：マドリード欧州理事会
EU 化第 2 期 (1999 年～)	「自由・安全・公正な領域」	1999：アムステルダム条約（司法内務・協力の再編） 2001：タンペレ欧州理事会 2003：ニース条約発効（EU 基本権憲章採択）

発表者作成

2-b：個別協力以前

司法・内務政策の政策理念の一つである「人の自由移動」概念は 1957 年に締結されたローマ条約の中で、欧州単一市場を形成する要件の一つとして盛り込まれた。

この時の「人の自由移動」とは「雇用、報酬、その他の労働および雇用条件に関して、構成国の労働者間の国籍に基づくすべての差別待遇を撤廃することを意味する」（同第 39 条 1）のものであり、一義的には欧州単一市場を形成する上で生産材である「労働」や「役務」の市場内での自由移動を目指すものであった。こうした理解から、当時の加盟国は「人の自由移動」の達成を市場原理に任せ、「人の自由移動」の実現やその過程で生じるであろう欧州社会全体へのインパクトに対して積極的な政策をとろうとはしなかった。すなわち、加盟国は、無干渉主義のもとで通商上の障壁が取り除かれれば、拡大した欧州の自由市場において労働力の最適配分が進み、これに伴って社会の最適化も実現していくだろうと考えていたのである⁸⁾。

ただし、先決的判決権⁹⁾にもとづく欧州司法裁判所（European Court of Justice: 以下 ECJ）での判例を通じて「人の自由移動」概念の精緻化は進んだ。具体的には「人の自由移動」の適用範囲¹⁰⁾や、「国内法の回避」（avoid）のために EC 法を利用することの可否¹¹⁾などの大原則の解釈や、「移民労働者に対する間接的差別（Indirect Discrimination）」の定義¹²⁾など実社会における判断基準を提示した¹³⁾。

2-c：個別協力期

1966 年の「ルクセンブルクの妥協」以降、停滞期に入った欧州統合の中で、今日の EU の司法内務政策の基礎となる様々な国際協力は、EEC の枠組みや欧州統合といった理念の外で発展していった。

こうした個別分野での協力の端緒として、1967 年には税関当局の相互協力をうたったナポリ協定が結ばれている¹⁴⁾。また、1969 年にオランダ・ベルギー・ルクセンブルク間で締結されたベネルクス条約の追加議定書でも国境監視の廃止に伴う警察協力がうたわれている¹⁵⁾。しかしこれらの多くはアドホックな情報交換にとどまっており¹⁶⁾、欧州における警察協力が本格的な制度として確立するのは 1970 年代半ばに入ってからである。

1975 年 12 月のローマ欧州理事会における「国際テロリズムに対処する作業部会」の設置決定を受け、TREVI とよばれる本格的な警察協力が 1976 年のルクセンブルク欧州理事会会合で政府間協力として成立した¹⁷⁾。TREVI は対テロ協力を中心とした TREVI と、職務上の技術および教育での協

8) Threlfall, Monica(2002)p.139

9) 先決的判決権とはローマ条約 177 条で認められた ECJ の権限の一つである。すなわち、加盟国の裁判所で争われている事件について、EU 法の解釈の必要が生じた時に、加盟国の裁判所からの請求に応じて ECJ が事件の審理に先立って EU 法の解釈を提示することである。先決的判決権のより詳しい実態については山根裕子（1996）pp.65-78

10) 例えば、ECJ の Case207/78[1979] など。Weiss, Friedl and Flank Wooldridge（2002）p.57

11) ECJ の Case33/74[1974] など。Weiss, Friedl and Flank Wooldridge（2002）p.120

12) ECJ の Case152/73[1974] など。Weiss, Friedl and Flank Wooldridge（2002）p.43

13) この他、結果として制度化には至らなかったものの、1975 年に発行されたレポート「欧州市民権に向けて」では、パスポートユニオンの構想や加盟国市民への移住先での地方参政権付与といった提案がなされた。Commission of the European Communities（1975）

この提案について南部朝和は従来労働者のみに限定されていた「人の自由移動」政策の対象を労働者以外にも広げる試みであると指摘している。南部朝和（1996）pp.104-105

力を目的とした TREVI II という 2 つの作業部会によって構成され、前者は文字どおりテロリズムに関する定期的な報告や活動家に対する評価などを主任務とし、後者は無線設備やデータ管理などの国際共通化や共通の教育プログラムの開発などを行っていた。1980 年代後半に欧州統合にむけた政治的な動きが活発になると、TREVI は改めて国際犯罪全般（武器・薬物の不法取引／資金洗浄／コンピューター犯罪など）に対する協力を中心に欧州における警察協力全般の受け皿として強化された。1985 年に行われた改編では、武器・麻薬取引や人身売買などの重大犯罪¹⁸⁾、車両盗難、資金洗浄、そしてコンピューター犯罪などを扱う TREVI III および、域内国境審査の縮小廃止に伴う治安維持などを検討する TREVI IV が設置された。このうち、TREVI III は後に EUROPOL の母体となっていた¹⁹⁾。更に SEA 調印後は TREVI 内部でも欧州単一市場に見合った協力関係構築が議論され²⁰⁾、ドイツによる EUROPOL 設置提案を受けて、1991 年には EUROPOL 開設準備のためのアドホックなワーキンググループも設置された²¹⁾。

2-d：シェンゲン確立期

1970 年代と 80 年代に三度にわたる拡大²²⁾を経験した EC は日米に匹敵する経済圏の実現を目指して統合を再加速させた。1984 年には達成されるべき市場統合の概念と期間²³⁾を示した「域内市場白書」も作成され²⁴⁾、これを条約化した単一欧州議定書（Single European Act：SEA）が 1987 年に発効した。

この SEA には経済統合に向けて、加盟国各国の国民全員に適用される共通の法的身分の創出や、加盟国間での入国審査基準の共通化、治安維持のための各国の連携などが「連合市民権」および「欧州政治協力」として盛り込まれた。

実現に向けて進む欧州単一市場に見合った国境・通関管理政策として、国境検問の廃止をうたったシェンゲン協定はザールブリュッケンにおける 1984 年の独仏合意に基づき、同年のフォンテーヌブロー欧州理事会で正式に提案された²⁵⁾。しかし、イギリスなどが国境における警察検問の廃止に対

14) Westlake, Martin (1995) p.233

15) 篠原英樹 (2002) pp.163-164

16) Colvin, Madeline(2002) p.87

17) 欧州諸国が地域で独自にこうしたグループを発足させた背景として、篠原英樹によれば、当時の ICPO が政治的背景を持つテロリストの追跡を拒否したことなどが挙げられる。

18) これらの犯罪は多くの場合、マフィアなどによる組織的な犯罪を指している。しかし、ピリー・ブリュグマンによれば組織犯罪という用語は、どのような組織によるどのような活動を組織犯罪とみなすのかを巡って共通の定義を得ることが困難なため、欧州では「より融通の利く」重大犯罪という用語でまとめられる傾向にある。ピリー・ブリュグマン (2000) p.118

19) EUROPOL は、EU レベルでの警察情報の共有を目的とした組織であり、1991 年のルクセンブルク欧州理事会においてドイツにより提案された。当初ドイツはアメリカの FBI（連邦捜査局）に範をとり、捜査を含めた広範な権限を有する文字通り「欧州の警察」としての EUROPOL 設置を提案したが、これにはイギリスを始め反対する国が多く、結局、本文にあるように TREVI に設置されていた作業部会の一つを母体に、欧州における共通の脅威に対する各国の連携を強化するための情報交換のための機関として条約の中に組み込まれることになった。中林 (2004) pp.12-13

20) Ahnfelt, Ellen and Johan From (2001) p.146

21) Westlake, Martin (1995) p.234

22) 73 年：イギリス・アイルランド・デンマーク／81 年：ギリシャ／86 年：スペイン・ポルトガル

23) 市場統合期間は 1985 年から 92 年末に設定された。

24) 具体的には、①域内単一市場達成期限を、1992 年 12 月 31 日に設定（8a 条）。②域内単一市場に対する各種の障害を解消するため、約 300 の命令を明示。③ EC の意志決定機構強化のため、多数決制を導入。④欧州政治協力の枠組み確立。⑤経済通貨統合についての章を新設（102a 条）。が挙げられる。ジョセフ・H・H・ワイラー（1998）p.161 参照。

25) P.Turnbull and W.Sandholtz (2001) p.199

して強く反発したことから、協定は EC 法の枠組みをはずれ、政府間協力として発展していくことになった。結局、シェンゲン協定は 1985 年にフランス・ドイツ・ベネルクス三国を当事国として EC および後の EU の枠組み外で調印された。この協定は前文および 2 章 33 ヶ条から構成されており、前文によれば、シェンゲン協定は参加国間における国境審査を最終的に廃止し、協定参加国外からの入国に関する共通の入国審査制度の構築を目指したものであった。続く第 1 章では協定参加国間での国境審査の簡素化とこれに伴う人や物の不法な移動の取り締まりなど、前文に掲げた目標への短期的な取り組みを示し、最後に第 2 章では中長期的な取り組みについて述べている。しかし、特に第 2 章に関する具体的な手法が盛り込まれていなかったため、1990 年には上記の協定参加国に新たにイタリア・スペイン・ポルトガル²⁶⁾を加えたシェンゲン補足協定が調印され、1995 年に発効した。この補足協定は 8 編 142 条で構成されており、協定の目的や定義を示した第 1 編に続いて、人の移動に関しては第 2 編で、警察および司法協力については第 3 編で、そして参加国間を繋ぐ電子情報ネットワークであるシェンゲン情報システム（Schengen Information system：以下 SIS）については第 4 編でそれぞれまとめられている。以下、第 5 編：物の移動、第 6 編：個人情報保護、第 7 編：実施委員会、そして第 8 編：最終規定となっている。

この協定により構成国間の国境検問が廃止され、改めて構成国と非構成国との国境が外圍国境（External border）として設定されることになった。併せて、域内における「人の自由移動」の進展が国際的な犯罪組織の伸張などを通じて社会不安を醸成することを防止するための措置として、国境を越えた犯人追跡の相互承認やリエゾン・オフィサーの交換など警察協力の緊密化と、SIS の導入が取り決められた²⁷⁾。この他にシェンゲン補足協定では、ヴィザ申請や難民庇護手続の共通化など、警察協力以外の協力も進められた。

シェンゲン補足協定と並行して、欧州域外からの難民に対する対応を共通化するための条約が 1990 年に締結された。ダブリン条約と呼ばれるこの条約では、難民が地位申請できる国は最初に申請を行った一ヶ国に限定されるなど、難民申請者にとって厳しい内容を伴っていた。なお、この条約に対する技術的な保証は SIS によって与えられた。

現在、シェンゲン協定には上述の加盟国にギリシャ・オーストリア、ノルウェー、およびアイスランドを加えた 12 カ国が加盟している。

2-e：EU 化第 1 期

1992 年に調印されたマーストリヒト条約によって、「3 つの柱」（Three Pillars）からなる EU が誕生した。この「3 つの柱」とは欧州共同体（European Communities：ECs／「第 1 の柱」：First Pillar）、共通外交安全保障政策（Common Foreign and Security Policy：CFSP／「第 2 の柱」：Second Pillar）そして JHA（「第 3 の柱」：Third Pillar）である。

司法・内務分野に関する政策として、マーストリヒト条約には連合市民権、ヴィザ協力、司法内務

26) スペイン・ポルトガルは 1991 年に協定に参加している。

27) Ahnfeldt, Ellen and Johan From (2001) p.148

協力（Justice and Home Affairs : JHA）が挙げられる。このうち前二者は「第1の柱」に含まれ、JHAは独立して「第3の柱」に含まれる。ここでは特にJHAについて概観する。

JHAはその名称が示すとおり、EUにおける司法・内務政策の基礎をなす政策である。マーストリヒト条約においてJHAはK条にまとめられているが、K1条に記されたJHAが管轄とする政策分野は、①難民の庇護政策、②加盟国の域外国境の人の通過および国境管理に関する規定、③入国管理および第三国国民に関する政策、④薬物中毒対策、⑤国際不正行為対策、⑥民事司法協力、⑦刑事司法協力、⑧税関協力、⑨特にテロリズム・不正麻薬取引などに関するEUROPOLにおける警察協力の9つとされた。このうち、④、⑤については⑦-⑨で扱われない範囲での対策とされた。

JHAに関与する主なEUの機関は理事会²⁸⁾と欧州委員会であり、K3条1項によれば、JHAに関する協調および情報交換は理事会によって行われることになった。理事会がJHAに関して採りえる行動は同2項により規定されている。これによると、理事会は「共通の立場」(joint position)、「共同行動」(joint action)、条約の起草の3つから行動を選択し、各国に実施を勧告できる。ただし、k3条2項は、k1条に定めた9つの分野のうち、①から⑥までについては欧州委員会も同様の権限を持つことも規定している。なお、共同行動および条約には法的拘束力が発生する。

また1994年には、マーストリヒト条約K条にEUROPOLの設置が組み込まれたことを受けてから、TREVIⅢ内に設置されていた欧州薬物対策情報室（European Drugs Intelligence Unit : EDIU）を母体としつつ、TREVIからは独立した機関としてオランダのハーグにEUROPOL薬物対策室（Europol Drugs Unit : EDU）が設置された。1995年に採択された「EDUに関する共同行動」によってEDU設置の法的根拠が明らかにされた²⁹⁾。更に1996年には管轄が拡大され、放射性物質の違法取引や、不法移民、盗難車両の取引などがこれに加えられた³⁰⁾。

この間、1995年7月26日には7編47条と付属文章からなるEUROPOL協定³¹⁾が採択され、EUROPOLの本格運用に向けた準備が加速された。EUROPOL協定によれば、EUROPOLはテロリズム、薬物や放射性物質の不法取引、不法移民、人身売買、盗難車両の売買などの組織性や国際性の高い犯罪に関する加盟国間の情報交換を促進するために設置された（第2条1-3項および第3条）。このための主な手法は犯罪情報に関するデータベースの構築（第6-9条）とこの運用（第3-4編）であり、これとの関係でEUROPOL協定にはプライバシー保護に関する規定が盛り込まれている（第25条）。データベースは情報システム（Information System）、分析システム（Work Files）、インデックスシステム（Index System）によって構成される。

EUROPOL協定の第27条によれば、ユーロポールは運営委員会（The Management Board）、局長（The Director）、財務管理官（the Financial Controller）、そして財務評議会（the Financial Committee）から構成される³²⁾。

28) これは基本的には各国の法務大臣（司法大臣）または内務大臣によって構成される司法・内務理事会をさす。なお千田恵介によれば、JHAに関する会合は、この理事会のみではなく、加盟国の局長・課長・担当官レベルによる会合も頻繁に開催されている。千田（1999）p.192

29) Commission of the European communities（1995a）pp.1-3

30) Commission of the European communities（1996a）p.4

31) Commission of the European communities（1995b）

32) 訳語は庄司（2003）にもとづく。庄司（2003）p.136

2-f : EU 化第 2 期

民主化革命前後の混乱とその後のユーゴ紛争などにより 1990 年代の西欧諸国には旧東欧諸国からの難民や移民の大量流入が見られたが、これに対する反発として EU 圏内では大衆政党の台頭や急進的な極右グループによる外国人襲撃が相次いだ。これをうけて、1999 年に発効したアムステルダム条約では JHA は欧州共同体が管轄する「人の自由移動」政策と従来の意思決定方式をほぼ踏襲する「刑事・警察司法協力」という 2 つの制度に再編され、移民政策や難民庇護、民事司法分野を中心に、司法・内務政策欧州委員会の権限強化が進められた。更にアムステルダム条約ではこれまで EU の枠組みとは別に機能していたシェンゲン協定および補足協定の EU への取り込みが行われた。

こうした取り組みを踏まえて、アムステルダム条約では JHA の大きな改編が行われた。すなわち、マーストリヒト条約の K 条 1 項に定められた分野のうち、ヴィザ、難民庇護、移民および人の自由移動に関する政策が「人の自由移動」政策（以下、タイトル表記を除き、FMP 政策）として欧州共同体に組み込まれ、結果としてマーストリヒト条約において「第 3 の柱」として規定された JHA は警察・刑事司法協力（Police and Justice Cooperation for Criminal matter : 以下、タイトル表記を除き PJCC）に縮小改変された³³⁾。

FMP 政策の具体的な規定は EC 条約の第 4 編（第 61-69 条）にまとめられた。第 61 条および第 62 条によれば、FMP 政策とは EU の外縁における国境管理、難民庇護、移民政策、民事司法協力、ヴィザ政策などが挙げられる。FMP 政策に関する意思決定方式は第 67 条にまとめられている。これによれば FMP 政策には条約発効後 5 年間の移行措置がとられている。同条 1 項によると、移行期間中の意思決定については委員会と加盟国にそれぞれ提案権、発議権があり、理事会は全会一致で提案および発議の可否を判断する。移行期間後の意思決定について、同 2 項によれば、提案権は委員会が独占し、理事会が全会一致方式で議決することになっていた。この時、委員会は加盟国からのあらゆる要求について、理事会に提案をすべきか否かの判断が義務付けられている³⁴⁾。

一方、PJCC はアムステルダム条約の第 6 編（第 29-42 条）にまとめられている。これによれば、PJCC は組織的か否かを問わず、テロリズム、人身売買、児童に対する犯罪、薬物および武器の不法取引、汚職、そして詐欺の撲滅を主な目的としている（第 29 条）。第 30 条によれば、PJCC で行われる協力としては、警察協力、税関協力、刑事司法協力が挙げられる。警察協力については、加盟国間での直接協力と同時に EUROPOL の活用が期待されていた。PJCC に関する意思決定は理事会で行われ、発議に関しては加盟国の発議権と並んで欧州委員会の提案権が全面的に認められた（第 34 条 2 項）。同項 (a) - (d) では、こうした発議に対して理事会が採り得る行動として、「共通の立場」(common position)、「枠組決定」(framework decisions)、「決定」(decisions : 実施措置を含む)、「協定」(conventions : 実施措置を含む)³⁵⁾ の 4 つを挙げている。

33) FMP 政策、PJCC の訳語は共に庄司（2003）にもとづく。

34) ただし、同 3 項および 4 項では、例外的な措置として第 62 条 2 項 b に定められた 3 ヶ月以下の滞在者に対するヴィザ発給ルールについての意思決定方式が規定されている。これによれば、加盟国への入国に際してヴィザの携行が義務付けられている第三国および免除されている第三国それぞれのリストとヴィザの統一形式については移行期間中も欧州委員会が提案権を独占し、欧州議会との協議後、理事会における特定多数決で議決されることになっている。また、構成国による査証の発給およびヴィザに関する共通ルールについては移行期間後に全会一致方式で理事会において議決されることになった。

35) 訳語は庄司（2003）にもとづく。庄司（2003）p.136

これらに加えて、アムステルダム条約ではシェンゲン協定がその補足協定およびダブリン条約などと共に EU 法に組み込まれた。これによりシェンゲン協定は EU の法体系（「共同体法の集積」：アキ・コミュノテール）であることを明示するために「シェンゲン・アキ」へと名称を変更した。理事会は条約発効直後にシェンゲン・アキを FMP 政策と PJCC とに分類する手続きを行った³⁶⁾。この分類について、EU 加盟国だがシェンゲン協定に参加していないイギリスとアイルランドは FMP 政策に分類される部分についてはオプトアウトしている。また、デンマークは EU とシェンゲン協定の両方に参加しているが、同国に対する法的拘束はシェンゲン・アキ以前の文言についてのみ発生することになっている。

これら一連の変更はアムステルダム条約第 2 条に規定された「自由・安全・公正領域」によって説明された。ここでいう「自由・安全・公正領域」とは第 2 条によれば「国境管理、難民庇護、移民および犯罪防止と撲滅にむけた措置と結びついて人の自由移動を実現する」ための空間である。

その後、2001 年発効のニース条約では EU の法制度上の人権規約を再整理した EU 基本権憲章が採択された。これはアムステルダム条約において JHA の再編による欧州委員会の権限が強化され、更にシェンゲン協定が取り込まれたことにより、司法・内務政策の大部分が「EU 化」されたことを受けて、こうした制度下における人権のあり方を整理したものであった。

3 EU による司法内務分野での中東欧支援—支援のフレームワークと内容—

3-a：支援の位置付けとフレームワーク

EU による中東欧諸国への支援は一般的に民主化支援と加盟前支援という性格を有しており、それは司法・内務分野においても同様である。この分野における支援は、欧州委員会および閣僚理事会の決定にもとづくいわば EU 本体からの支援と、EUROPOL を通じて行われるものとに大別される。前者は更に中東欧に対する EU 加盟のための支援プログラムである PHARE (Pologne, Hongrie, Assistance a la Restructuraion Economique) や、南東欧諸国（主にはバルカン半島の諸国）向けの民主化および復興支援プログラムである CARDS など包括的なプログラムの中で実施されるものと、司法・内務に属するそれぞれの分野について個別に実施される分野別協力とに大別される。これらの枠組みにおいて実施される支援は Twinning などと呼ばれる人材育成および人材育成に必要な諸プロジェクトに対する資金援助が中心である。

司法・内務分野に関する支援については組織犯罪対策のための EU- 中東欧諸国協力という文脈に添う形で 1998 年に基本原則が固められた³⁷⁾。それによれば、「司法・内務分野」に関する支援は PHARE などの枠組み支援のほか、後述の Falcone などの専門的な協力、あるいは警察学校³⁸⁾などによって実施され（原則 11）³⁹⁾、特に実務者の交流を重視していた（原則 5）⁴⁰⁾。同様にここでは 2

36) Commission of the European communities (1999a) p.17 および pp.19-24

37) Commission of the European communities (1998a) p.1

38) これは 1999 年のタンペレ欧州理事会において欧州警察大学校 (European Police College) として実現した。

39) Commission of the European communities (1998a) p.4

40) Ibid p.3

ないし 3 カ国以上での共同プロジェクト（原則 7）や EUROPOL の重視（原則 8）も確認された⁴¹⁾。
加えてこの時、原則 6 として訓練やインフラ支援など支援の手法についても合意がなされた。

表 2 支援のフレームワーク

枠組み	時期	目的	手法・アプローチ
PHARE	加盟前	「アキ」の遵守	各国別プログラム
分野別支援	加盟前	専門技術の習得	分野別プログラム
EUROPOL 拡大 プログラム	加盟直後	EUROPOL システムへの 合流と専門技術の習得	図 1 参照

著者作成

3-b：枠組み支援

ここでは中東欧向け支援である PHARE および、南東欧諸国支援である CARDS の中で進められる司法・内務分野での支援について概観する。

< PHARE >

PHARE とは、先に挙げたその正式名称である “Pologne, Hongrie, Assistance a la Restructuration Economique” が示すように、ポーランドおよびハンガリーの市場経済への移行支援のための枠組みであった。その後、90 年代を通じて支援対象国および支援分野は拡大を続け ISPA や SAPARD といった派生的なプログラムを生みつつ、現在も機能している。

PHARE において特徴的な支援の一つは 1998 年から導入された Twinning とよばれる人材育成支援である。Twinning は新規加盟国による「アキ」（EU 法の集積）の遵守を目的とした行政能力育成ツールであり⁴²⁾、下表に例示した通り、「アキ」の遵守に必要な行政項目を国家単位で設定し、設定された分野での能力向上を図っている。具体的には、各プロジェクトの支援国から「加盟準備アドバイザー」（Pre-Accession Advisors：PAA）が対象国に派遣され、共同で実務を行う過程を通じて必要な技術習得を目指しており、司法・内務分野でも 2000 年以降積極的に取り組まれている。ケースブックによれば、Twinning では主に行政技術協力により重点を置いている⁴³⁾。

41) Ibid p.4

42) Cooper, Chris, Johansen, Mikael (2003) p.9

43) Commission of the European communities (2001a) p.11

表 3：Twinning プロジェクトの実例（2001）

* 国境管理およびシェンゲンプロジェクト

候補国	プロジェクト名	支援国
ブルガリア	国境警察強化	ドイツ
チェコ	シェンゲン協定受け入れ準備	ドイツ、オランダ
ハンガリー	国境管理	フランス、ドイツ オーストリア
ルーマニア	国境管理および難民・移民	ドイツ、デンマーク
スロヴァキア	国境管理およびシェンゲン・アキ受け入れ	フランス、オーストリア

* 司法制度・裁判制度プロジェクト

候補国	プロジェクト名	支援国
ブルガリア	司法の独立の強化 アキ受け入れに向けた司法省強化	ドイツ、ギリシャ
チェコ	司法の独立および能力の向上	オランダ
エストニア	裁判制度の改善	ドイツ
ハンガリー	法執行官訓練	ドイツ、フランス オーストリア スペイン
ルーマニア	裁判制度の近代化、裁判官育成、 組織犯罪対策	ドイツ、フランス ギリシャ、イタリア
スロヴァキア	裁判システムの近代化	ドイツ、オーストリア

Commission of the European communities（2001a）をもとに著者作成

< CARDS > 44)

CARDS というなれば PHARE の南東欧版とも言うべきプログラムであり、2003 年から実施されている。このプログラムにおいても国境管理や警察改革などは重要なプロジェクトとなっており、Phare の PAA に相当する顧問団が派遣されているが、ここでは「アキ」の遵守といったより具体的な加盟準備よりも、警察制度の再構築や法の支配の徹底など、より基礎的な分野での協力となっている。

3-c：分野別支援

ついで、分野別の支援について概観する。分野別支援は EU 条約における司法内務協力（1999 年まで）かあるいは刑事警察司法協力および「人の自由移動」政策（共に 1999 年以降）における意思

44) 以下、本項目の記述は the European communities（2003）による。

決定手続きに基づいて行われ、プログラムの成立と運用は主に司法・内務閣僚理事会による「共同行動」(Joint Action)の結果として行われている。一方、こうしたプログラムの延長は主に同理事会の「決定」(Decision)によっている。

これらのプログラムは実施面でも手法やシステムを共有している。すなわち、これらのプログラムにおいて、各目標の達成は(a)訓練(training)、(b)人事交流・職業技術交流(exchanges and work experience placements)、(c)研究(studies and research)、(d)会合・セミナー(meetings and seminars)、(e)プログラムのフレームワーク内部での成果の普及(dissemination of the results obtained within the framework of the programme)⁴⁵⁾という5つの手法によって実施され、3カ国以上の援助国または2カ国の援助国と1カ国の加盟候補国によるプログラムに対して、欧州委員会の監督の下で資金が提供されている。以下、本研究の関心に沿って主なものを紹介する。

< GROTIUS (GROTIUS II , GROTIUS II -criminal) >

GROTIUS プログラム（以下 GROTIUS）は欧州委員会の提案により、中東欧における弁護士養成支援プログラムとして1996年10月の司法・内務閣僚理事会において1996年から2000年までの共同行動として採択された。その後、GROTIUSは2000年に一度終了するが、欧州委員会はアムステルダム条約によって自身の管轄となった民事司法部門についてはGROTIUS-civilと呼ばれる2001年までの延長プログラムを採択した⁴⁶⁾。更に2001年には刑事司法部門においても理事会決定に基づく2年の延長が決定された⁴⁷⁾。延長されたプログラムはGROTIUS II または GROTIUS II -criminal と呼ばれている。

< OISIN (OISIN II) >

OISIN プログラム（以下 OISIN）はアイルランドの主導のもと⁴⁸⁾、法執行者(Law Enforcement Authority /ここでは警察官や看守など)の能力向上を目的として1996年12月の司法・内務閣僚理事会にて共同行動(Joint Action 97/12/JHA)として採択され⁴⁹⁾、その後、2001年6月の司法内務閣僚理事会において2002年12月31日までの延長が決定された。延長されたプログラムはOISIN II と呼ばれている。第5条3項によれば、プログラムのために資金援助を受けるにはEUの他のプログラムに基づく援助を受けていないことが条件とされており⁵⁰⁾、後述の ODYSSEUS 同様、他の援助枠組みとの重複を避けようとする意図がうかがえる。

< STOP (STOP II) >

STOP プログラム（以下 STOP）は人身売買防止のための人材育成プログラムとして1996年11月

45) ただし、1996年時のGROTIUSプログラムにおいては5番目の活動は情報発信(distribution of information) Commission of the European communities (1996b) p.3

46) Commission of the European communities (2001b) p.1

47) Commission of the European communities (2001c) p.1

48) Commission of the European communities (1999b) p.2

49) Commission of the European communities (2001d) p.4

50) Ibid p.5

の司法内務閣僚理事会で共同行動として決定された。もともとベルギーから提案された STOP は、2000 年には欧州議会からのプログラム延長要請があり、2001 年に理事会の決定として 2 年間の延長案が受け入れられた⁵¹⁾。この延長プログラムは STOP II と呼ばれている。なお、延長に伴うプログラム内の各プロジェクトの改善については欧州委員会が監督権を持つことになった。

< OCTOPUS >

OCTOPUS プログラム（以下 OCTOPUS）は汚職防止と組織犯罪に対応できる人材育成を目的に 1996 年 6 月から、98 年までのプログラムとして発足した。1998 年で一度終了したがプログラムは 1999 年から 2000 年まで延長され、更に再延長が続いて現在に至っている。

1999 年以降の延長プログラムは特に OCTOPUS II と呼ばれている。当初からロシアなど広範な国々に対する支援となっていたが、現在では中央アジア諸国など、広範な国々に対して支援を行っている。

< Falcone >

Falcone プログラム（以下 Falcone）は、欧州委員会およびルクセンブルグの主導のもとで⁵²⁾ 1998 年 3 月の司法内務閣僚理事会において JHA の共同行動として採択された。

第一条によれば Falcone は組織犯罪に対応できる警察官や国境管理官あるいは税関職員などを育成する目的で 98 年から 2002 年までの間に実施されることとされた⁵³⁾。

具体的には、訓練 (training)、実務知識の向上やセミナー開催などに関する共同プロジェクトの実施、人事交流、情報交換などがプログラムの実施手段とされ、資金は欧州共同体から提供され、監督権は欧州委員会に与えられた⁵⁴⁾。プログラムは該当分野に関する調査や基礎教育、あるいは錬度維持教育に携わる期間を含む、公的あるいは私的組織とされた。

< ODYSSEUS >

ODYSSEUS プログラム（以下 ODYSSEUS）は FALCONE と共に 1998 年 3 月に司法内務閣僚理事会において JHA の共同行動として採択された。ODYSSEUS の目的は亡命者や移民に対する扱い方およびこれと大きく関連する国境管理の分野での支援政策であり、期間は 1998 年から 2002 年に設定された。教育や人事交流を通じて中東欧諸国が該当分野での政策決定および実施能力を向上させることが目的とされていた点は他の個別分野での支援政策と同様であり、また ODYSSEUS が PHARE やその他のプログラムにおける国境管理支等を阻害するものではないことも明記され、諸政策間での調整の余地を残している⁵⁵⁾。

ODYSSEUS は欧州委員会によって主導され⁵⁶⁾、特に難民に関する政策としては、第 7 条を通じ

51) Commission of the European communities (1999b) p.2 および Commission of the European communities (2001e) p.7

52) Commission of the European communities (1999b) p.2

53) Commission of the European communities (1998b) p.9

54) Ibid pp.11-12

55) Ibid p.2

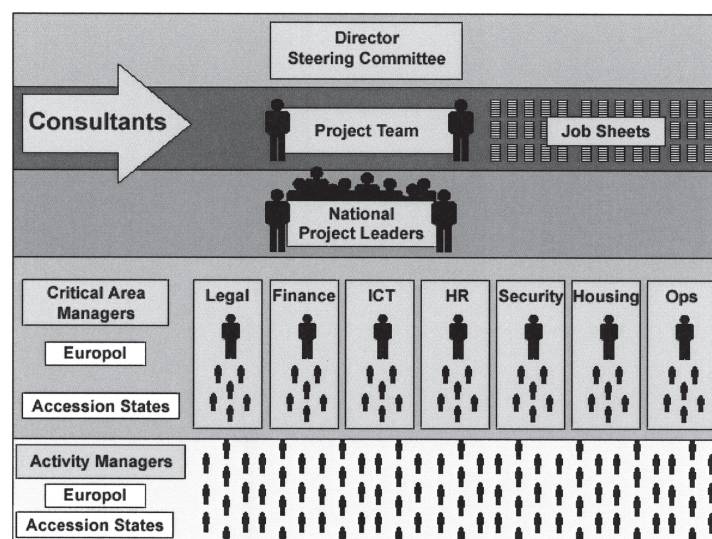
56) Commission of the European communities (1999b) p.2

て明確化されており、これによれば難民政策において期待される目標はダブリン難民条約に基づいた管理を行うための能力獲得とされた⁵⁷⁾。

3-d : EUROPOL による支援

EUROPOL による支援は「EUROPOL 拡大プロジェクト」(EUROPOL Enlargement Project) と呼ばれている⁵⁸⁾。このプロジェクトは 2004 年 5 月に EU への加盟を果たした諸国を対象としており、この点で厳密には加盟前支援の枠組みで語るべきものではない。しかし先述の通り、1998 年の基本原則でも EUROPOL は重視されており、なにより司法・内務分野に関して、この EUROPOL への参加は国際協力の強化という意味で EU 本体への参加と共に重要な意味を有しており、拡大総局のイニシアティブに基づく枠組み支援や、司法・内務総局、司法・内務閣僚理事会による分野別支援を受けた上での本格的な協力関係の端緒として目的や概要を紹介しておく。

図 1 EUROPOL Enlargement Project 組織図



EUROPOL Enlargement Project HP (<http://www.europol.eu.int/news/enlargement.htm>) より転載

このプロジェクトは①加盟候補国が EU に加盟する際に EUROPOL への新規加盟をスムーズに進めること、② EUROPOL 自身および新規加盟国の実務能力の向上、そして③支援プロジェクトを通じて官僚主義を最小にし、チームワークを最大化することという 3つの目標のもとで、図 1 のような組織構成によって進められている。

この組織形態において重要な点は 7つの重要分野 (Critical Area) において、EUROPOL 側の調整に当たるスタッフと、新規加盟国各国で調整に当たるスタッフとを並立させていることである。EUROPOL はこうした並立体制による直接的なコミュニケーションによって実務上要求されるよう

57) Commission of the European communities (1998c) p.4

58) 以下、本項目の記述は EUROPOL のホームページ内に掲載されている EUROPOL Enlargement Project (<http://www.europol.eu.int/news/enlargement.htm>) の記載に基づく。

な細かな技術習得が容易になるとしている。

4 考察

前章では、EU 側による司法・内務分野での支援策を整理した。本章では、EUROBAROMETER を参考に人々がこの分野で必要としている支援策について考察する。

4-a : 「市民の危機感」

まず、旧加盟国と新規加盟国の国民がそれぞれどのような問題に直面していると感じているのかを考えてみる。下表 4 は 2003 年 10-11 月に行われた EUROBAROMETER 調査に基づき、従来の EU 加盟国（「旧 EU15 カ国」）と新規加盟国（「2004 年 5 月時新規加盟国」）との間で、社会不安に対する国民の認識を比較したものである。この中で本稿が注目している司法・内務分野の政策に直接的な関連があると思われる分野は太字であらわしている。

ここからは、移民やテロリズムに対しては、新旧加盟国社会による認識には大きな開きがあり、旧加盟国側の一方的な懸念になっている可能性があるものの、社会一般の問題としての犯罪に対する危機感は新旧加盟国社会で比較的高い割合で共有されていることが伺える。そこで、次節 4-b 以降では警察活動に対する市民の評価を中心に考察を進めていく。

表 4 国民が直面する問題

	旧 EU15 カ国	2004 年 5 月時新規加盟国
失業	43	58
犯罪	28	29
経済状況	27	32
インフレ	19	15
保健厚生	16	23
移民	14	2
テロリズム	12	2
年金	11	11
税制	7	9
教育システム	7	3
住居	4	4
環境保全	2	2
公共交通	2	2
外交・安全保障	2	1

Gallup Organization Hungary (2003) p.8 をもとに著者作成

4-b：「警察と市民：人々は警察に満足しているのか」

上記の結果を踏まえて次に行政部門で直接的に犯罪に取り組む警察機構に対する市民の評価を検討する。ここでは、中東欧の市民が警察をどのように評価しているのかについて、Central European Opinion Research Group による調査をもとに考察を加えていく⁵⁹⁾。下表 5 および 6 は居住地と国内とに分けて、警察の活動を評価したものである。これによると、居住地における警察の活動、すなわち日常的に接する警察活動についてはサンプル中の新規加盟国全てで「とても満足」および「どちらかといえば満足」の割合の合計が「どちらかといえば不満」および「とても不満」の割合の合計よりも多く、過半数が日常的に目にする警察の活動に一定以上の満足感を持っていることが伺える。一方、国内一般に視野を広げて同様の質問を行った場合、表 6 に見られるようにサンプル中の新規加盟国ではポーランドを除く 3 カ国で「とても満足」および「どちらかといえば満足」と応える割合が減少し、「どちらかといえば不満」あるいは「とても不満」の割合が増加し、過半数が一定以上の不満を感じていることが伺える。

この調査では、満足・不満それぞれについて細かな理由までは示されていないが、国内というスケールで警察活動を考えたときに市民の不満が高まる理由としては、日常的には見えない部分、すなわち汚職等組織全体に対する不信感あるいは警察の組織的能力・機能一般に対する不安があることが推定される。

表 5 居住地における警察の活動に満足していますか？⁶⁰⁾

単位：％	チェコ	ハンガリー	ポーランド	リトアニア	ブルガリア
とても満足	8.7	10.7	14.6	5.8	7.6
どちらかといえば満足	56.4	46.3	48.7	42.6	34.2
どちらかといえば不満	22.8	24.8	18.0	28.1	27.8
とても不満	5.9	11.3	11.5	12.1	14.6
わからない	6.2	6.8	7.2	11.4	15.8

Central European Opinion Research Group (2002) をもとに著者作成

59) 利用した調査資料は Central European Opinion Research Group (2002) "Perception on Personal Safety Quality of Police Protection and Attitude towards Death Penalty in Bulgaria, Czech Republic, Hungary, Lithuania, Poland and Russia" で、この調査は 2002 年 6 月に実施された。報告書は以下のアドレスより入手できる。http://europa.eu.int/comm/enlargement/opinion/ceorg_police.pdf

60) 報告書に記載された質問事項は 'Are you satisfied with the activity of police in your place of residence?' である。表ではロシアを省略している。

表 6 国内における警察の活動に満足していますか？⁶¹⁾

単位：%	チェコ	ハンガリー	ポーランド	リトアニア	ブルガリア
とても満足	3.9 (-4.8)	2.1 (-8.6)	6.8 (-7.8)	3.3 (-2.5)	4.2 (-3.4)
どちらかと いえば満足	39.1 (-17.3)	30.1 (-16.2)	52.6 (+3.9)	35.4 (-7.2)	42.6 (+8.4)
どちらかと いえば不満	35.8 (+13.0)	47.7 (+22.9)	24.0 (+6.0)	37.2 (+9.1)	30.9 (+3.1)
とても不満	12.5 (+6.6)	14.1 (+2.8)	7.5 (-4.0)	12.2 (+0.1)	10.6 (-4.0)
わからない	8.7 (+2.5)	6.0 (-0.8)	9.1 (+1.9)	11.8 (+0.4)	11.7 (-4.1)

Central European Opinion Research Group (2002) をもとに著者作成

() 内は表 5 に対する増減

4-c：調査に関する見解

今日の司法・内務分野に関して EU が取っている政策は、国境管理の強化など批判が集中する部分とそうでない部分とが混在している。問題は、アムステルダム条約によって、これらの政策が複数の意思決定システムの間に分布してしまっていることであり、同時に、特に批判を招いているシェンゲン協定が細分化された上でこうした複数のシステムに組み入れられてしまっている点である。結果として、この分野は総体としての批判や検討が困難となっており、その分より細やかな検討が必要となっている。

この点を踏まえた上で考察を進めると、4-a では示したような、移民問題やテロリズムに対する東西の認識差があるものの、同時に司法・内務分野において犯罪対策など東西で共有できる問題意識も存在していること、そしてにもかかわらず、4-b で示したように、これに対処すべき警察機構が十分に機能していない、少なくとも「機能している」と認識されていないという問題に注目する必要がある。すなわち、今後の司法・内務政策を検討する上では、先行研究が示すような国境のあり方に対する批判検討だけでなく、犯罪によるリスクを低下させるという観点からも検討や提言が必要になってくると考えられる。最後に、こうした観点から本研究を整理していく。

5 提言

最後に、本研究から得られた知見を 2 つ指摘しておく。

<政策の改善に向けて>

先行研究において、今日までの司法・内務分野に関する批判研究の多くは国境管理を巡る政策運営

61) 報告書に記載された質問事項は 'Are you satisfied with the activity of police in your country?' である。表ではロシアを省略している。

に集中していた。この文脈からは紹介した ODYSSEUS のように、批判の多い難民条約受け入れ準備のためのプログラムなどについてはより詳細な批判的検討が必要となってくるであろう。

しかし、一方で、警察や司法機能の強化につながる Falcon や GROTIUS、OISIN などについては、実施時の課題の抽出などを通じた現加盟候補国向けの改善プログラムの作成や新規加盟を果たした国々に対する継続的な政策に取り組む必要がある。また、同様に汚職の防止など警察あるいは司法機関の信頼性を維持するという目的から OCTOPUS のようなプログラムの改善も必要となる。このように、同じ司法・内務分野に含まれる政策でも、改善点や改善の方向性に違いがあることが指摘できる。

<支援から協力へ>

本研究において、上記のような個別の政策改善に向けた対応の提言は、アンケート調査の結果から導かれたものである。他の多くの政策と同様、司法・内務分野での政策についても、このように現場や実際に政策が機能し適用される場面から課題を吸収していくことが重要となっている。この点については、EUROPOL が打ち出した「チームワークの最大化」という視点は大いに参照に値する。現在も新規加盟国に対する支援については、拡大総局と理事会による「枠組み支援」、司法・内務総局と理事会による「個別分野での支援」が行われ、加盟後に EUROPOL への組み込みが行われるという流れは変わっていない。

今後はこうした諸スキーム間の連携を整理し、一方向的な援助／被援助関係から双方向的な協力関係への速やかな移行を通じて、現地からの課題を集約し的確な政策立案・運営が可能な体制をくみ上げていくことが重要となってくるが、こうした一連の過程を通じて欧州における司法・内務分野での国際的な協力関係が深化していくことは、ただ欧州における「人間の安全保障」実現に貢献するのみならず、わが国を含むアジア圏に対しても有益な先行事例をもたらすものであると考えることができる。

参考文献

- UNDP (1994) 人間開発報告書『人間の安全保障』UNDP。
- 赤池一将 (1998) 「シェンゲン協定、犯罪政策、人権」、高柳先男編著『ヨーロッパ新秩序と民族問題 国際共同研究Ⅱ』中央大学出版部。
- アラン・モリス (2004) 「難民庇護の否定へと繋がる EU の動き」、『ル・モンド・ディプロマティーク』2004 年 3 月号、青木泉訳。
- ウイリー・ブリュッゲマン (2000) 「組織犯罪との闘い：将来性、諸問題及び勝算—EU に特に焦点をあわせて—」、『警察学論集』第 53 号第 3 号。
- 篠原英樹 (2002) 「ヨーロッパにおける国際警察協力の進展と現状について (上)」、『警察学論集』第 55 号第 1 号。
- 庄司克宏 (2003) 『EU 法 政策編』岩波テキストボックス、岩波書店。
- ジョゼフ・H・H・ワイラー (1998) 『ヨーロッパの変容：EC 憲法体制の形成』北樹出版。
- 千田恵介 (1999) 「EU の司法・内務協力の現状—組織犯罪対策を中心として—」、日本 EC 学会年報第 19 号『EU 通貨統合』有斐閣。
- 中林啓修 (2004) 「先進国の治安政策と「人間の安全保障」—EU 司法・内務政策を巡る考察—」、慶應義塾大学 SFC 総合政策学ワーキングペーパーシリーズ No.53。
- 南部朝和 (1996) 「人の自由移動政策の形成過程」、日本 EC 学会年報第 16 号『EU の社会政策』有斐閣。
- 羽場久尾子 (2001) 「EU・NATO の拡大と中欧」、宮島喬・羽場久尾子編『ヨーロッパ統合のゆくえ 民族・地域・国家』。
- 山根裕子 (1996) 『ケースブック EU 法 欧州連合の法知識』東京大学出版会。
- Ahnfelt, Ellen & Johan From (2002) “Policy on justice and home affairs: From high to low politics,” (Svein S. Andersen & Kjell A. Eliassen ed., Making Policy in Europe, second edition, Sage publication).
- Anderson Malcolm. Apap Joanna ed. (2002) Police and Justice Co-operation and the New European Borders (European monographs40, Kluwer).
- Central European Opinion Research Group (2002) “Perception on Personal Safety Quarity of Police Protection and Attitude towards Death Penalty in Bulgaria, Czech Republic, Hungary, Lithuania, Poland and Russia” .
- Colvin, Madeline (2002) “Emerging integration in Policing and Criminal Justice” (Farrell, Mary, Stefano Fella & Michael Newman ed., European integration in the 21st century (Sage publication).
- Commission of the European Communities (1975) Towards the European Citizenshi ,Bulletin of the European Commission Supplement 7/1975.
- Commission of the European communities (1995a) Joint Action of 10 March 1995, “Adopted by the

- Council on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union concerning the Europol Drugs Unit” 20/03/1995, Official Journal of the European Communities L 062.
- Commission of the European communities (1995b) “Convention based on Article K.3 of the Treaty on European Union, on the establishment of a European Police Office (Europol Convention)” 27/11/1995, Official Journal of the European Communities C 316.
- Commission of the European communities (1996a) Joint Action of 16 December 1996, “Adopted by the Council on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union extending the mandate given to the Europol Drugs Unit” 31/12/1996 , Official Journal of the European Communities L 342.
- Commission of the European communities (1996b) Joint Action of 28 October 1996, “Adopted by the Council on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union, on a programme of incentives and exchanges for legal practitioners (‘Grotius’)” 96/636/JHA, Official Journal of the European Communities L 287.
- Commission of the European communities (1998a) “PRE-ACCESSION PACT ON ORGANISED CRIME BETWEEN THE MEMBER STATES OF THE EUROPEAN UNION AND THE APPLICANT COUNTRIES OF CENTRAL AND EASTERN EUROPE AND CYPRUS” , Official Journal of the European Communities C220.
- Commission of the European communities (1998b) JOINT ACTION of 19 March 1998, “adopted by the Council, on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union, establishing a programme of exchanges, training and cooperation for persons responsible for action to combat organised crime (Falcone programme)” 98/245/JHA , Official Journal of the European Communities L99.
- Commission of the European communities (1998c) , JOINT ACTION of 19 March 1998, “Adopted by the Council on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union, introducing a programme of training, exchanges and cooperation in the field of asylum, immigration and crossing of external borders (Odysseus-programme)” 98/244/JHA , Official Journal of the European Communities L99.
- Commission of the European communities (1999a) Council Decision of 20 May 1999, “Determining, in conformity with the relevant provisions of the Treaty establishing the European Community and the Treaty on European Union, the legal basis for each of the provisions or decisions which constitute the Schengen acquis” 10/07/1999, Official Journal L 176.
- Commission of the European communities (1999b) COMMISSION STAFF WORKING PAPER “THIRD REPORT OF THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL ON THE IMPLEMENTATION OF THE GROTIUS, STOP AND OISIN PROGRAMMES AND SECOND REPORT OF THE COMMISSION TO THE EUROPEAN

PARLIAMENT AND THE COUNCIL ON THE IMPLEMENTATION OF THE ODYSSEUS
AND THE FALCONE PROGRAMMES” .

Commission of the European communities (2001a) “Twining in Action” .

Commission of the European communities (2001b) COUNCIL REGULATION (EC) No 290/2001 of 12 February 2001, “extending the programme of incentives and exchanges for legal practitioners in the area of civil law (Grotius - civil)” , Official Journal of the European Communities L43.

Commission of the European communities (2001c) COUNCIL DECISION of 28 June 2001, “establishing a second phase of the programme of incentives and exchanges, training and Cooperation for legal practitioners (Grotius II - Criminal)” 2001/512/JHA, Official Journal of the European Communities L186.

Commission of the European communities (2001d) COUNCIL DECISION of 28 June 2001, “establishing a second phase of the programme of incentives, exchanges, training and cooperation for law enforcement authorities (Oisin II)” 2001/513/JHA, Official Journal of the European Communities L186.

Commission of the European communities (2001e) COUNCIL DECISION of 28 June 2001, “establishing a second phase of the programme of incentives, exchanges, training and cooperation for persons responsible for combating trade in human beings and the sexual exploitation of children (Stop II)” , 2001/514/JHA, Official Journal of the European Communities L186.

Commission of the European communities (2003) “The European Union and the Western Balkans-Justice and Home Affairs-” .

Cooper. Chris, Johansen. Mikael (2003) “AN EVALUATION OF COMPLETED TWINNING PROJECTS A Report Presented to the National Contact Points’ Meeting” (the European Communities).

Gallup Organization Hungary (2003) “EUROBAROMETER EB60-CC-EB 2003.4 Comparative Highlights” .

Threlfall, Monica (2002) “Social Integration in the European Union: towards a Single social Area” (Farrell, Mary, Stefano Fella & Michael Newman ed., European integration in the 21st century, Sage publication).

Turnbull Penelope and W.Sandholtz (2001) “Policing and Immigration: The Creation of New Policy Spaces” (Alec Stone Sweet, Wayne Sandholtz and Neil Fligstein ed., The Institutionalization of Europe, Oxford University Press).

Weiss, Friedl and Flank Wooldridge (2002) Free Movement of Persons within the European Community, Kluwer Law International.

Westlake, Martin (1995) The Council of the European Union, Cartermill Publishing.

既刊「総合政策学ワーキングペーパー」一覧*

番号	著者	論文タイトル	刊行年月
1	小島朋之 岡部光明	総合政策学とは何か	2003 年 11 月
2	Michio Umegaki	Human Security: Some Conceptual Issues for Policy Research	November 2003
3	藤井多希子 大江守之	東京圏郊外における高齢化と世代交代 —高齢者の安定居住に関する基礎的研究—	2003 年 11 月
4	森平爽一郎	イベントリスクに対するデリバティブズ契約	2003 年 11 月
5	香川敏幸 市川 顕	自然災害と地方政府のガバナンス ～ 1997 年オーデル川大洪水の事例～	2003 年 12 月
6	巖 網林 松崎 彩 嶋原美可子	地域エコシステムのマッピングとエコシステム サービスの評価 —地域環境ガバナンスのための GIS ツールの適用—	2003 年 12 月
7	早見 均 和気洋子 吉岡完治 小島朋之	瀋陽市康平県における CDM（クリーン・デベロ プメント・メカニズム）の可能性と実践：ヒュー マンセキュリティに向けた日中政策協調の試み	2003 年 12 月
8	白井早由里	欧州の通貨統合と金融・財政政策の収斂 —ヒューマンセキュリティと政策対応—	2003 年 12 月
9	岡部光明	金融市場の世界的統合と政策運営 —総合政策学の視点から—	2003 年 12 月
10	駒井正晶	PFI 事業の事業者選定における価格と質の評価方 法への総合政策学的接近	2003 年 12 月
11	小暮厚之	生命表とノンパラメトリック回帰分析 —我が国生保標準生命表における補整の考察—	2004 年 1 月
12	Lynn Thiesmeyer	Human Insecurity and Development Policy in Asia: Land, Food, Work and HIV in Rural Communities in Thailand	January 2004
13	中野 諭 鄭 雨宗 王 雪萍	北東アジアにおけるヒューマンセキュリティを めぐる多国間政策協調の試み：日中韓三国間の CDM プロジェクトの可能性	2004 年 1 月

* 各ワーキングペーパーは、当 COE プログラムのウェブサイトに掲載されており、そこから PDF 形式で全文ダウンロード可能である。ワーキングペーパー冊子版の入手を希望される場合は、電子メールで当プログラムに連絡されたい (coe2-sec@sfc.keio.ac.jp)。また当プログラムに様々なかたちで関係する研究者は、その研究成果を積極的に投稿されんことを期待する（原稿ファイルの送信先：coe2-wp@sfc.keio.ac.jp）。なお、論文の執筆ならびに投稿の要領は、当プログラムのウェブサイトに掲載されている。

当プログラムのウェブサイト <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>>

14	吉岡完治 小島朋之 中野 諭 早見 均 桜本 光 和気洋子	瀋陽市康平県における植林活動の実践： ヒューマンセキュリティの日中政策協調	2004 年 2 月
15	Yoshika Sekine, Zhi-Ming YANG and Xue-Ping WANG	Air Quality Watch in Inland China for Human Security	February 2004
16	Patcharawalai Wongboonsin	Human Security and Transnational Migration: The Case in Thailand	February 2004
17	Mitsuaki Okabe	The Financial System and Corporate Governance in Japan	February 2004
18	Isao Yanagimachi	Chaebol Reform and Corporate Governance in Korea	February 2004
19	小川美香子 梅嶋真樹 國領二郎	コンシューマー・エンパワーメント技術 としての RFID —日本におけるその展開—	2004 年 2 月
20	林 幹人 國領二郎	オープンソース・ソフトウェアの開発メカニズム —基幹技術開示によるヒューマンセキュリティ—	2004 年 2 月
21	杉原 亨 國領二郎	学生能力を可視化させる新しい指標開発 —経過報告—	2004 年 2 月
22	秋山美紀	診療情報の電子化、情報共有と個人情報保護に ついての考察—ヒューマンセキュリティを実現 する制度設計に向けて—	2004 年 3 月
23	飯盛義徳	地域活性化におけるエージェントの役割 —B2B システムによる関係仲介とヒューマン セキュリティ—	2004 年 3 月
24	山本悠介 中野 諭 小島朋之 吉岡完治	太陽光発電のユーザーコストと CO ₂ 削減効果： 大学におけるヒューマンセキュリティへの具体的 取組みに向けて	2004 年 3 月
25	Jae Edmonds	Implications of a Technology Strategy to Address Climate Change for the Evolution of Global Trade and Investment	March 2004
26	Bernd Meyerab Christian Lutza Marc Ingo Woltera	Economic Growth of the EU and Asia. A First Forecast with the Global Econometric Model GINFORS	March 2004
27	Wei Zhihong	Economic Development and Energy Issues in China	March 2004
28	Yoginder K. Alagh	Common Futures and Politics	March 2004

29	Guifen Pei Sayuri Shirai	China's Financial Industry and Asset Management Companies—Problems and Challenges—	April 2004
30	Kinnosuke Yagi	Decentralization in Japan	April 2004
31	Sayuri Shirai	An Overview of the Growing Local Government Fiscal Problems in Japan	April 2004
32	Sayuri Shirai	The Role of the Local Allocation Tax and Reform Agenda in Japan—Implication to Developing Countries—	April 2004
33	山本 聡 白井早由里	経済安定の基盤としての地方自治体の財源問題 —地方交付税のフライペーパー効果とその実証分析—	2004 年 4 月
34	岡部光明 藤井 恵	日本企業のガバナンス構造と経営効率性 —実証研究—	2004 年 4 月
35	須子善彦 國領二郎 村井 純	知人関係を用いたプライバシー保護型マッチング システムの研究	2004 年 4 月
36	渡部厚志	「移動の村」での生活史：「人間の安全」としての 移動研究試論	2004 年 4 月
37	巖 網林	自然資本の運用による環境保全と社会発展のための フレームワークの構築—チンハイ・チベット高原を 事例として—	2004 年 4 月
38	榊原清則	知的メンテナンス・システムの構築をめざす アメリカの産学官連携プロジェクト	2004 年 5 月
39	白井早由里 唐 成	中国の人民元の切り上げについて —切り上げ効果の検証と政策提言—	2004 年 5 月
40	草野 厚 岡本岳大	対中国 ODA に関するメディア報道の分析 —新聞報道の比較を中心に—	2004 年 5 月
41	草野 厚 近藤 匡	政策決定過程におけるマスメディアの機能 —イージス艦派遣をめぐる議論における新聞報道 の影響—	2004 年 5 月
42	草野 厚 古川園智樹 水谷玲子	視聴率の代替可能性—メディア検証機構に焦点を 当てて—	2004 年 5 月
43	中川祥子	「信頼の提供」に基づいた NPO と行政のパートナー シップ・モデルの提示	2004 年 5 月
44	安西祐一郎	ヒューマンセキュリティへの総合政策学アプローチ	2004 年 5 月
45	小倉 都	日本における再生医療ビジネスの課題とベンチャー 企業の取り組み—ジャパン・ティッシュ・エンジニア リングの事例分析について—	2004 年 7 月
46	伴 英美子	高齢者介護施設における従業員のバーンアウトに	2004 年 7 月

47	伊藤裕一	「開かれた政策協調手法」の発展とその評価 — EU 雇用政策分野における取組みを中心に—	2004 年 7 月
48	Hideki Kaji Kenichi Ishibashi Yumiko Usui	Human Security of the Mega-cities in East and South-East Asia	July 2004
49	Takashi Terada	Thorny Progress in the Institutionalization of ASEAN+3: Deficient China–Japan Leadership and the ASEAN Divide for Regional Governance	July 2004
50	Sayuri Shirai	Recent Trends in External Debt Management Practices, Global Governance, and the Nature of Economic Crises —In Search of Sustainable Economic Development Policies—	September 2004
51	Sayuri Shirai	Japan, the IMF and Global Governance —Inter-Disciplinary Approach to Human Security and Development—	September 2004
52	Sarunya Benjakul	Equity of Health Care Utilization by the Elderly Population in Thailand during the Periods of the Economic Bubble and after the Economic Crisis: Human Security and Health Policy Options	September 2004
53	中林啓修	先進国の治安政策と「人間の安全保障」 — EU 司法・内務政策を巡る考察—	2004 年 9 月
54	Yuichi Ito	Globalisation, Regional Transformation and Governance — The Case of East Asian Countries —	January 2005
55	孫 前進 陳 宏 香川敏幸	东北亚经济空间形成中的流通环境分析 [中国語論文]	2005 年 1 月
56	敵 網林 小島朋之 早見 均	运用京都协议书清洁开发机制 (CDM) 构筑可持续的 植树造林机制—日本庆应义塾大学与中国沈阳市 林业局合作造林的实践经验—[中国語論文]	2005 年 1 月
57	白井早由里	開発援助 (ODA) のもたらすマクロ経済問題 —総合政策学アプローチに向けて—	2005 年 1 月
58	白井早由里	援助配分・供与についての新しいアプローチ —ヒューマン・セキュリティとミレニアム開発 目標の達成に向けて—	2005 年 1 月
59	小暮厚之	多変量保険リスク管理への共単調性アプローチ —ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
60	枇々木規雄	動的投資決定のための多期間ポートフォリオ 最適化モデル—ヒューマンセキュリティへの 基盤研究—	2005 年 4 月
61	松山直樹	変額年金保険のリスク管理 (現状と課題) —ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
62	工藤康祐 小守林克哉	EIA (株価指数連動型年金) に含まれるオプション性 について—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月

63	田中周二	第三分野保険（医療、就業不能、介護）の経験表の作成について—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
64	田中周二	大論争「現行アクチュアリー実務は間違っているのか」—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
65	巖 網林 宮坂隆文	衛星データによる砂漠化進行の時系列分析と農業政策による影響の考察—中国内蒙古自治区ホルチン砂地を事例として—	2005 年 4 月
66	中林啓修	司法・内務分野における EU の対中東欧支援政策—「人間の安全保障」実現にむけた国際協力構築の一形式—	2005 年 4 月
67	青木節子	宇宙の軍事利用を規律する国際法の現状と課題	2005 年 4 月
68	青木節子	適法な宇宙の軍事利用決定基準としての国会決議の有用性	2005 年 4 月
69	岡部光明 光安孝将	金融部門の深化と経済発展—多国データを用いた実証分析—	2005 年 4 月
70	森平爽一郎 神谷信一	日本の家計はバブル崩壊以降危険回避的であったのか？	2005 年 4 月
71	小暮厚之 長谷川知弘	将来生命表の統計モデリング: Lee-Carter 法とその拡張—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月

1. (シリーズの目的) 当ワーキングペーパーシリーズは、文部科学省 21 世紀 COE プログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点 --- ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して」の趣旨に沿って行われた研究成果をタイミングよく一般に公開するとともに、それに対して幅広くコメントを求め、議論を深めていくことにあります。このため編集委員会は、同プログラム事業推進担当者 30 名（以下 COE 推進メンバーという。当 COE ウェブページに氏名を掲載）またはその共同研究者等（下記の 4 を参照）による積極的な投稿を期待しています。なお、主として研究論文を集録する当シリーズとは別に、専ら研究資料を集録するために「総合政策学研究資料シリーズ (Policy and Governance Research Data and Document Series)」を 2004 年 6 月に新たに創設しました。当 COE の研究領域や研究内容等はウェブページ（本稿末尾）をご参照ください。

2. (集録論文の性格) シリーズに集録する論文は、原則として日本語、英語、または中国語で書かれた論文とします。集録対象は、未発表論文だけでなく、学会報告済み論文、投稿予定論文、研究の中間報告的な論文、当 COE 主催ワークショップ等における報告論文、シリーズの趣旨に合致する既発表論文（リプリント）など、様々な段階のものを想定していますが、性格的には原則として研究論文といえるものとします。集録論文のテーマは比較的広く設定しますが、上記趣旨に鑑み、原則として総合政策学ないしその方法論、あるいはヒューマンセキュリティに関連するものとします。このため、論文主題、論文副題、あるいは論文概要のいずれかにおいて原則として「総合政策学」または「ヒューマンセキュリティ」という用語のいずれか（または両方）が入っていることを当シリーズ採録の条件とします。

3. (投稿の方法) 投稿は、論文の文書ファイル（図表等が含まれる場合はそれらも含めて一つのファイルにしたもの）を電子メールによって下記にあてて送信してください。文書ファイルは、原則として MS-Word または LaTeX で書かれたものとします。後者による場合には、既刊ワーキングペーパーの様式に準じて作成していただき、そのまま印刷できる様式のもの（camera-ready manuscript）をご提出ください。なお、投稿の締切り期限は特に設けず、随時受け付けます。

4. (投稿資格) 当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員は直接投稿できるものとしますが、それ以外の研究協力者（共同研究者あるいは当 COE リサーチアシスタント等）は必ず当 COE 推進メンバーを経由して投稿してください。この場合、経由者となる COE 推進メンバーは、論文の内容や形式等を十分に点検するとともに必要な修正を行い、責任が持てる論文にしたうえで提出してください。投稿論文は、その著者として SFC 修士課程学生や SFC 学部学生を含む共著論文であってもかまいません（ただし学部学生は第一著者にはなれません）。著者として SFC 大学院以外の大学院生を含む場合には、修士課程学生は第一著者になれず、また博士課程学生も原則として第一著者になれません。研究協力者が SFC の内部者、外部者のいずれの場合でも、投稿論文の著者（複数著者の場合はそのうち少なくとも 1 名）は博士課程在籍中の学生またはそれ以上の研究歴を持つ研究者（当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員はこれに含まれる）であることを条件とします。

5. (論文査読の有無) シリーズの趣旨に鑑み、一般の学術専門誌のような論文査読は行わず、できるだけ幅広く集録してゆく方針です。ただし、シリーズの趣旨に合致する論文とはいいがたいと編集委員会が判断する場合には、編集委員会は、1) 当該論文の採録を見送る、2) 掲載するうえで必要な改訂（体裁その他の点）を著者をお願いする、3) 当シリーズではなく「総合政策学研究資料シリーズ」への採録に回す、などの対応をとることがあります。編集委員会が投稿原稿を受理した場合、通常 10 日以内に必要な改訂の有無を執筆者に電子メールで直接ご連絡します。なお、集録が決定した場合、鮮明な印刷原紙作成のために図表等の原データ（例えば Photoshop EPS など）の提出をお願いする場合があります。

6. (投稿料・原稿執筆料) 投稿料は不要です。一方、原稿執筆料は支払われません。集録論文の著者には当該ワーキングペーパーを原則として40部進呈いたします(それ以上の場合も十分対応できますので申し出て下さい)。

7. (著作権) ワーキングペーパーの著作権は、当該論文の執筆者に帰属します。

8. (公開方法) 本シリーズに含まれる論文は、編集委員会が統一的な様式に変換したうえで冊子体に印刷して公開します(既刊論文をご参照。なお提出原稿にカラー図表等が含まれていても構いませんが、それらは冊子印刷に際しては全てモノクロとなります)。またウェブ上においても、原則としてすべての論文をPDFファイル形式でダウンロード可能な状態で掲載し、公開します。

9. (原稿執筆要領) 提出原稿の作成にあたっては、次の点に留意してください。

1) A4版、横書き、各ページ1列組み(2列組みは不可)。

2) 活字サイズは、日本語または中国語の場合10.5～11ポイント、英語の場合11～12ポイントとする。1ページあたりの分量は、日本語または中国語の場合1ページ40字30行、英語の場合1ページ30行をそれぞれ目安とする。(これら3つの言語以外の言語による場合は適宜読み替える。以下同様)。

3) タイトルページ(1枚目)には、論題、著者名、著者の所属と肩書き(大学院生には修士課程在学中か博士課程在学中かを明記のこと)、著者の電子メールアドレスのほか、必要に応じて論文の性格(学会発表の経緯など)や謝辞を記載。「COEの研究成果である」といえる場合には必ずその旨を記載する。なお、日本語論文の場合は、論題(メインタイトルおよびサブタイトル)ならびに著者名の英語表示もページ下方に適宜記載する(当該論文には印刷しないが、英文ワーキングペーパー末尾に付ける既刊一覧表で必要となるため)。

4) その次のページ(2枚目)には、論題、著者名、概要、キーワード(4-6つ程度)を記載。概要は必須とし、一つのパラグラフで記載する。その長さは7-12行(日本語論文または中国語論文の場合は250字-400字程度、英文論文の場合は150語程度)を目安とし、単に論文の構成を記述するのではなく分析手法や主な結論など内容面での要約も必ず記述する。なお、中国語論文の場合の概要は、中国語に加え、英語または日本語でも付けること。

5) 本文は、その次のページ(3枚目)から始める。

6) タイトルページを第1ページとし、論文全体に通しページ(下方中央)を付ける。

7) 注は、論文全体として通し番号をつけ、該当ページの下方に記載する(論文の最後にまとめて記載するのではなく)。

8) 図と表は区別し、それぞれ必ずタイトルをつける。またそれぞれ通し番号をつける。それぞれの挿入箇所を明示する(図表自体は論文末尾に一括添付する)か、あるいは本文中に直接はめ込むか、いずれでもよい。

9) 引用文献は、本文の最後にまとめて記載する。その場合、日本語文献、外国語文献の順。日本語文献は「あいうえお」順、外国語文献は「アルファベット」順。

10) 文献リストには、引用した文献のみを記載し、引用しなかった文献は記載しない。

11) 論文の長さは、特に制約を設けないが、研究論文として最も一般的な長さと考えられるもの(本文が15-30ページ程度)を目安とする。

10. (投稿要領の改訂) 投稿要領の最新時点のものは、随時、当COEのウェブページに掲載します。

論文の投稿先: coe2-wp@sfc.keio.ac.jp

論文冊子の入手その他: coe2-sec@sfc.keio.ac.jp

論文のPDF版(COEウェブページ): <http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>

ワーキングペーパーシリーズ編集委員: 岡部光明(編集幹事)、梅垣理郎、駒井正晶